

(法第10条第1項関係)

## 平成29年度事業計画書

法人成立の日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人まこと

### 1 事業実施の方針

就労系障がい福祉サービスの社会的役割は三つあると考える。そしてその三つは段階的に行われるものである。一つ目はセーフティーネット機能。二つ目は経済的自立の基盤としての機能。最後にノーマライゼーション及びインクルージョンの実現である。現在松山市内には238（定員4,414名）の就労系福祉サービス事業所が存在し、それぞれがそれぞれの特性を活かし多岐にわたる作業や訓練を提供し、上記の役割を果たしている。

少子高齢化問題や人口減少問題が日本全国で叫ばれて久しいが、今後長期的には一般企業においても労働力の減少による生産力の低下が予想される。また厚生労働省の様々な施策及びCSR（企業の社会的責任）の観点から、一般企業において障がい者を積極的に雇用しようとする機運が高まっている。だからこそ、三つ目の役割であるノーマライゼーション及びインクルージョンの実現に重きを置いた障がいのある人のための就労支援事業を展開したい。一般企業において当たり前に行う経済活動を行う障がい者を一人でも多く輩出するため、雇用側である企業と被雇用側である障がい者の間に立って、調整を行いながら全般的な就労支援を行っていく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの受託運営	就労継続支援B型の受託・運営	開設以後通年	法人事業所内	5名	20名	17,136

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別業として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 2部作成する。